

令和 年 月 日

(日付は空欄)

九州運輸局 熊本運輸支局長 殿

名 称 NPO法人〇〇〇〇〇〇〇
住 所 熊本市中央区手取本町1番1号
代表者の氏名 代表 熊本 太郎

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 NPO法人〇〇〇〇〇〇〇
住 所 熊本市中央区手取本町1番1号
代表者の氏名 代表 熊本 太郎

2. 登録番号

九熊福第XX号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 運送の区域

区 域	備 考
熊本市、合志市、菊陽町、 大津町、益城町、西原村	熊本連携中枢都市圏内

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
〇〇〇〇	熊本市中央区手取本町1番1号

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)		車いす車 (軽)		兼用車 (軽)		回転シート車 (軽)		セダン等 (軽)		合計 (軽)	
		自動	特定	自動	特定	自動	特定	自動	特定	自動	特定		
NPO法人 〇〇〇〇	所有	()		1 (1)		()		()		()		1 (1)	
		自動	特定	自動	特定	自動	特定	自動	特定	自動	特定		
	持込	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※		
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合計	()		1 (1)		()		()		()		1 (1)		

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動」欄又は「特定」欄に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
○	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

別紙参照

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) (福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合) 運転者その他の乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (11) 運送しようとする旅客の名簿
- (12) 登録証
- (13) (自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
- (14) (特定自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第1項の許可の見込みに関する書類